

第五回 参議院建設委員会 會議録 第十五号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午前
十時五十分開会

本日の会議に付した事件

○水防法案(内閣提出・衆議院送付)

○水防法制定反対に関する陳情(第三
三九号)

○委員長(石坂重一君) これから委員
会を開会いたします。水防法案に対す
る質問を続行いたします。速記を止め
て。

午前十時五十一分速記中止

午前十一時五十三分速記開始

○委員長(石坂重一君) 速記を始め
て。御質問を願います。

○原口忠次郎君 私はいさつき申上げま
した水防法案があると、水防の強化に
は勿論なるだろうと思ひますけれど
も、府縣知事の責任の所在が非常に不
明瞭になるという考え方なんです。そ
れが河川法の二十三條と非常に抵触し
ておると思う。それから更にそれを裏
付ける一つの考え方として、第十六條
の第三項に、費用の負担は水防管理団
体とそれから應援したものとの間で協
議する、こういうことをこの法律は謳
つておるのです。河川法の第四十條に
ありますと、今のうちの場合には府縣知
事が責任を持つて補償させる。そうし
て又補償の額も府縣知事が責任を持
つておる、こういうふうな府縣知事に
非常に大きな権限といひますが、責任
を持たしておるわけでありすが、河
川法の四十條には、これはお互いの償

額は当事者で決めるという、知事はそ
つぽを向いておつてもいいという法律
になつておる。こういう点はどうなん
ですか。

○説明員(伊藤大三君) 只今の四十條
と今の二十三條で、竹木、その他の材
料を徴収したり、障害物を破毀した場
合に、地元をそれを負担させるという
規定、それと歩調を合わせるように二
十條の二項において「水防管理団体
は、前項の規定により損失を受けた者
に対し、賠償によりその損失を補償し
なければならぬ。」というようにして
おりました、ただその償額の決定が
行政廳で定めておる賠償によると幾分
の食い違いはありますけれども、結局
行政廳の見方も賠償を参酌しなければ
ならない点から、その点は食い違いは
起らないと思つておるわけです。十六
條の問題につきましても四十條におい
ては規定してないように思ひます。

○原口忠次郎君 應援した団体との間
で償額を決める。この應援の費用につ
いては知事あたりは責任は全然ないの
ですか。

○説明員(伊藤大三君) 應援の問題は
四十條においては規定してありません
が……

○原口忠次郎君 河川法では應援とい
うことはないので、河川法の二十
三條では洪水のとき、知事の義務を持
たせておると思う。その義務に対する
補償を四十條で縛つておると思う。こ
ういうふうに知事に片一方では義務を

負わせておる。ところが費用のところ
はすつかりこの法律ではなくなつてお
る。

○説明員(伊藤大三君) 私が実際に喰
ひ違ひはないというのを今申上げま
したことは、水防に使用した竹木、
その他の材料の負担が地元の市町村に
かかるというのを申上げたのであり
まして、二十三條で知事がこういう竹
木、その他の材料を徴収したり、障害
物を破毀した場合につきまして、同じ
ように四十條で地元の負担になる、水
防法の二十一條によつて例へば水防団
体のものがやりました場合におきまし
てもやはり地元に行く、又知事がやり
ました場合におきましては、別のところ
に行くというところのないように歩調
を合せておりました、この四十條の場
合、二十三條の知事の権限を働かせて
やれば働く條件でありまして、これが
消えるということではないのでありま
す。負担関係が喰ひ違ひないように、
二十一條の二項、二項の規定と河川法
の二十三條と、四十條の規定を合せて
おるわけでありまして。

○原口忠次郎君 私が申上げておるの
は應援を求めた場合にその費用をど
うにかといふ洪水のことだから強制の
形でやつた場合に、その費用を水防団
体が当時者との間に協議すればいいこ
とになつておるのです。十六條の三項
で……四十條では二十三條の規定が非
常に強い規定だから、知事に責任を持
たせておるのですけれども、水防に掛
つた一切の費用は知事は何も知らんで

そつぽを向いておつてもいいという法
律の建前じゃないか、こういう点なん
です。

○説明員(伊藤大三君) この二十三條
ではそういう他の市町村に應援をさせ
るというところは、これでははつきりし
てないように思ひますが……
そうしてその補償の問題を四十條で
又規定している問題だとも思ひません
のですが、第一項といふのははつきり
こう限つて書いてあるわけなんです。
この中で喰ひ違ひがあるとなれば、
現場にいる者を使用した、その場
合においてもこの二十三條第一項の処
分により損害を受けたから、そういう
問題で知事が現場の者を徴集した場合
には、現場の者に補償の何がある。十
七條においては、その点がないとい
うことに喰ひ違ひがあればあると思
うのですが、ものをとる場合のことは同
じように行つておるのじゃないかとこ
う思ふのです。

○北條秀一君 この水防法案の提出の
理由は先刻の御説明によつて分りまし
たが、それにつきまして私はお聞きし
たいことがある。それは提出の理由に
よりますと、水防制度を速かに整備す
るためにこの法律を作るのだというの
が最後の結論であります。それにつ
いて質問したいのは、第一は、從來の
建設省設置法案によつて、河川局長の
所管に属するところの水害予防組合と
いうのがあるのですが、それは現在全
國に幾つあるか。その水害予防組合と
いうのは、水防制度として一應整つて

いると考へるのでありますが、この法
案によりますと、これだけでは不十分
だということなんでありすが、その
点について河川局長の説明を聞きた
い。それから更に、原則としてこの水
防法案による費用は地元市町村の負担
を考へておるということでありすが
が、考へておるとは非常に漠然たる話
である。今日のように地方自治体の財
政が非常に困窮している際に、更に新
しい負担をかけるということはい
いことが悪いことかということにな
る、私共はこれに反対せざるを得ない
わけでありまして。従つて原則として地
元市町村の負担を考へておるというこ
とは、どういふふうに具体的に考へて
いるのか、その点が第二と、それから
第三番目には、総括的に以上申上げま
した二つの点から言つて、なぜこの水
防法案というものを今日特に急がな
くちやならんかというこの三点につ
いて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(目黒清雄君) 水害予防組
合の数ですが、お手許に資料を差上げ
て置いたと思ひますが、その中に、
水害予防組合の数が載つておりますか
ら、それを御覽願ひたいと思ひます。
水害予防組合は御承知の通りに、地元
の自然発生と言つては語弊がありますが
が、相当地元の強い要望によつてこれ
が発達したものであります。現在
もこれが相当活動をやつております。
水害予防組合は今後ともこれを助長し
て行かなくちやならんのは我々の任務
だと考へております。そこで水防法案

の中における水害予防組合の立場であります。水防は、現在水害予防組合と消防團によつてなされております。消防團で大部分がなされておられ、特殊な非常に熱心な所は、水害予防組合でやつてゐるというのが現状であります。従つて第一線活動部隊は主として消防團を使いたいというのがこの水防法の狙いでありまして、それと同時に水防團を作り、いわゆる水害予防組合をこれらに水防團として活動して貰いたい、こういう意味であります。そこで現在の形におきまして、水害予防組合と消防團、この二つが今のところの基礎に立つてやつております。而も過去におきましては、戦時中は警防團というものが統一されておられ、そこで水防一切がやられておりました関係で、比較的活動が盛んであつたのであります。が、これが御承知の通り、警察からすつかりこういうものが離れてしまつて、消防は消防で独立し、水害予防組合は水害予防組合として発達するといふ形に分かれて来たのであります。一應消防團が今のように水防活動をやつておられますが、片方又水害予防組合も水防をやつてゐる、こういうふうなのが二途に出て来るわけでありまして、これを、やはり一括して一つの組織体に入れるということがその辺の連絡もいし、或いはいろいろの活動上の應援態勢も非常に整うという意味で、こういうもので連絡を図りたい、一つの組織体の中に入れていこうというのが目的であります。と同時に、又消防團に対しては、現在市町村に單獨に独立された団体でありまして、これらを知事が統轄し指導する権能がないのであります。ところが水防に当つては、どうしても

或る程度知事に指揮権がございませんと活動が円滑に参りません。と申しますのは、御承知のように、一町村にのみ限られた水害ではないので、数ヶ町村或いは場合によりまして他の府縣にまで水害が及ぶというふうなことがありますので、こういうことで或る程度指揮権を持たせなくちゃならんということになりますと、現在の消防法にはそれがありませんから、どうしてそれを規定しなくちゃならん、こういう理由からこれができたのであります。

○北條秀一君 この建設委員会は元は國土計画委員会でありまして、現在の赤木政務次官が当時の委員長でありましたが、眞先に砂防、水防の問題で我々が調査に行つたのは山梨縣でありました。只今それに関連して私は質問するのであります。只今河川局長から水害予防組合の問題についてお話がありました。提出された資料を検討して見ますと、第一回國會が始まつて以來今日まで各地に水害が起きた、その水害の起きた縣は、奇妙に水害予防組合というものが無い。例えば例を取りますと、岩手縣、福井、山梨、こういう所は水害予防組合というものは全然ない。それから最も水害の大きな脅威を持つておられますところの廣島縣のごときも水害予防組合が全然ないという資料になつておられますが、一建設省はなぜこういう所に今日まで水害予防組合というものを作るように指導しなかつたか、それは建設省設置法案によつて当然建設大臣の責任であります。今までそれをやらなかつたということとはそういうことができなかったのか、できなかったならできなかった理由

由、怠慢であつたがために急いでこういうものを作らなければならん。水防法案を作らなければならぬ。水害予防組合ができないということなのか、そういう点についてお説明願ひたい。

○政府委員(赤木正雄君) 北條委員の御質問の岩手、福井、山梨、廣島、殊にこういう水害縣に今まで水害予防組合がなせなかったか、この御質問であります。成る程岩手、廣島、これは最近非常に水害がひどく又やましまし縣なのであります。であります。が、今まで余り水害に対して岩手のごときもそれ程関心がなかつたのであります。これが一つ又水害の起つた原因ではないかと思つております。又山梨縣のごときも、これも明治四十年、或いは四十二年、四十三年に大水害が起きました。その当時は相當にやつておりましたが、最近では余り水害がなかつた。尤も昭和十、二十年、二十三年のは防ぎました。最近はその意味で非常にやかましく言つておられますが、殊にこの山梨縣のごときは水害がどつちかと申しますと、山地部に属しているものが多い。そういうところにむしろ水害に対する関心が河川程盛んでなかつたといふことも認め得るのであります。でありますので、今後そういうところに対しては水害ということに対して予め予防するとか、又水害が起つた場合に如何に処置するかというところを今後ますます指導して行かなければならんと思つております。要点は今まで余り水害がなかつたというので、水害予防組合が発達して来ていなかった。又大阪の淀川なども昔から非常に水害がありましたので、淀川に

は非常に立派な水害の予防組合があります。

○北條秀一君 赤木政務次官の御説明分りました。私は終戦後外地から帰つて参りましたが、日本の國土が如何に荒廢してゐるかというのを私自身でよく見たのであります。勿論先輩の赤木先生から、これらの点について十分教を受けたわけでありまして、ところが終戦後すでに今日まで四年になりまして、その間に洪水、高潮等の水害が頻発してゐるという事実がある。片方には建設省は水害予防組合を発達助長する義務があるわけであるにも拘らず、今私が質問しましたように、水害予防組合というものが實際は助長発達させられていない。その点は一つ怠慢じゃないかというのを私は聞きたいのです。確かに怠慢であつたと私は思ふ。だから怠慢なら怠慢で、怠慢だつたら緊急にこれを出すのだとおつしやるなら話は分りますけれども、今までやつて来た、やつて来たのだけれども、これをやらなければ万全の措置はできないのだとおつしやるなら、行政措置で必ずしも法律は作らないで現狀でやれるのですから、やつたらどうですか。

○政府委員(赤木正雄君) たとえて申しますと、これは北條委員も御承知の通りであります。圓山川で申しました、河川改修のできていないときには、先程委員長の言われた通りに、洪水が出る太鼓を叩いて直ぐみんなそこに飛んで行く。自治的に報酬を受けなくても献身的に出た。ところが河川改修ができて堤防が立派にできた。そのときにはこの前の圓山川の水害を見

て安心だ、何ら水害はないというふうな考えを地元の人々は多く持つてゐるのであります。そういう関連で今までのういふことに対して建設省といたしまして、もし河川改修はできて、これを守るためにより以上の水害予防に心を持たなければいけないというところを十分地元方面に言つていないか、これは、確かにそれはこちらの落度であります。が、これは今後ますます河川改修の進むに従つて、先ず堤防を安全にするために、より以上水害予防をせんければいかんということ、今北條委員のお説もそこにあると思ひますから、十分注意いたします。

○北條秀一君 重ねてお伺ひいたしますが、先程河川局長は、水害予防組合は從來自然発生的にできたものだといふような意味のことを言われたと私は思ふのであります。そういういたしますと、先程私が指摘いたしました福井にしましても、岩手にしましても、廣島にしましても、すでに今日まで水害を被つてゐるところでは、そういう災害に遭えば自然発生的に水害予防組合ができたと思ひますが、又建設省も当然それに対して指導しなければならなかつたのじゃないかといふことを私は考へるのですが、ところが今日に至つて依然としてこれらの水害の慘禍を受けられた福井にしましても、岩手にしましても、水害予防組合ができていないといふ、これは事実であります。これは建設省の資料によつて事実だと、そう考へますが、これはどういふわけか、今日まで組合がなかつたのか、これについて河川局長の御説明を聞きたいと考へるのであります。

○政府委員(目黒清雄君) 水害予防組

合は大体におきまして、数ヶ町村を單位として只今大きな河川にこれができるのであります。各町村ごとにおきましては、大抵消防団が活動の本体になっております。結局数ヶ町村が寄り集まつて水害予防組合を作るということになります。これが人的構成或いは費用の問題というところで、この話はこちらが輪流いたしましてなかなか纏まりにくいものが多いのであります。それで今のような福井の問題、或いは手岩の問題であるとか、現在におきましては、そこまでは参つておらないのであります。と申しますのは、現在におきましては、地元の方は水害予防組合を作るよりも……よりもと言いますか、作る費用の捻出よりも、現在災害復旧にその費用を投ずることに汲々としてゐるのであります。そういふわけで組合を作る財政的な基礎がなかつて行かないといふこととで行き悩んでゐると我々は考へるのであります。

○北條秀一君 それでは先程私が言いましたように、費用の捻出が非常に困難だといふことならば、この法律を作ると費用の捻出が楽になるということになりますか。

○政府委員(目黒清雄君) この法律の中には補助の規定はありませんで、大抵地元においてこの費用の負担をするという形になっております。併しなからこの費用は今のように入の出勤によるいろいろの経費と、それから物的ないろいろの諸材料の募集に要する費用、その他の費用に分れますが、現在まで行なつて参りましたのは、太体人の動員に要する費用は地元の負担でやつて参りますし、府縣知事はこれら

に必要な器材或いはその他の消防、水防倉庫というようなものの費用の一部を多少府縣知事が負担しておつたといふのが一例であります。そこでこの法律では府縣知事も或る程度援助ができるようになっておりますし、國の方ではこれに対しては何ら見ないようになつておりますが、地方財政法の中には補助ができる途が開かれておりますので、これらのものを勘案しまして、國としては將來行政的な措置、或いは將來の予算的な措置を考慮して、將來助成の途を考へて行きたい、現在では予算がありませんが、將來の問題として相当努力したいといふつもりでゐるのであります。

○北條秀一君 その費用の問題は一番私は今日の地方自治体の点から言つて問題だと考へるのであります。特に昭和二十四年度の予算では、六・三制の予算が殆んどない、地方財政の例の配付金は半分に減らされたといふふうになつておりました、いよく以て困窮しておるわけでありまして、そういうときにこの法律によりまして、私は相当地な費用の負担になつて来ると考へるのです。二、三の例を取りましますと、例えば水防協議会を作るにしても経費が要する、或いは中央氣象台或いは都道府縣知事が危険に際して放送機、新聞社、通信社等各報道機関の協力を得て一般にこれを周知させるというところは相當の費用がかかるかと考へる。そういう点から言ひまして、経費は苦しいからうけれども君の方で出せ、將來國が考へてやるんだでは、私は思ひやうに所期の目的を達し難いと思ひます。ために、特にその点を聞いたのであります。然らば將來、考へるといふその將來と

いふのは、いつ考へるのか。本年の補正予算で考へるのか、それとも來年、再來年考へるのか。どうなんですか。

○委員(石坂一君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(石坂一君) 速記を始め

て……先程の原口委員からの御要求に係ります別途日程に載つております陳情文書第三百三十九号を、この場合において一應朗読させていただきますから……

〔菊地専門員朗読〕

全國町村会会長 伊藤健

水防法の制定に対する反対意見書

今般政府においては、消防法及び消防組織法の一部を改正し、新たに水防法を制定し、從來消防団の活動対象であつた水災、火災等より水災害を分別し、市町村を含むいわゆる水防團體、特に指定水防團體の責任を以て洪水、高潮等に際し、これを警戒し、防禦し及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持する措置を講じようとする企圖に思ひに我が國の如き災害、殊に水災害のしばしば、到る國においては、先ずこれを未然に防止する施策を講ずるとともに、(本会においては、このため從來數回に亘り「國土保安地帯」の設定、総合「國土省」の設置「総合國土審議會」の設置等の諸施策の實施を要望して來た)その一たび發生するや、法案規定の如き水防組織を整備し、水防活動を実施すること、その趣旨においては、何ら異論をさしはさむものではない。しかしながら、本法案の内容内容なりとして傳えられるところを検討するとともに、現下の地方町村の實情に鑑みる

ときは、現實の問題として賛しかた点あり、特に本法の骨子なりと考へられる指定水防團體たる市町村が、原則として、消防団の外に水防團を新設すべしといふのは、運営及び財政上承服し難いところである。仍つて本会としては、本件に關し、諸般の事情を総合し、左の理由により、本法の制定に反対し、むしろ、同じ目的のために、この際、既設の消防団の組織及機能を合理的に整備強化することを要望するものである。

理由

一、組織及び運営上の理由

水防法案においては、市町村等は一般の水防團體として、その区域における水防責任を負担し、その水防事務を處理するため、「水防團」を設けることができることとされておられ、特に都道府縣知事から所謂指定水防團體として指定された市町村はその区域内における消防機關が水防事務を十分に處理することができない場合、原則として水防團(團長及びその他の水防團員より成る)を設置せねばならん義務を課せられてゐる。勿論市町村及びその長は区域内の水防について、責任を負うことにおいて何ら吝であるものではなく、むしろ從來もこの任務の遂行に崇高な犠牲をすらす拂つて來たことは周知のところである。然るに本法案が重大といへば、諸般の災害対象から特に水災のみを分別してゐること、わけでも指定水防團體たる市町村に対し既設の消防組織から獨立した水防團を設置すべしとする原則的規定を設けてゐることは、既設の消防組織の水災

に對する原則的無力乃至不適當視を前提とすることがときであつて、このことは官場にはば見受けられる一つの組織の分化であり、一つの機構いじりといふべきである。殊に狭小な地方町村の場合においては、仮りに水防團を設けるとしても、新たに水防團員たるものは、恐らく從來の消防團員と多くその人的構成を重複する場合が多かるべく、又水防團員が出勤すべき水災時にあつては、從來の消防團員のみが拱手傍觀してあるべきは、かく観するときは、その弊たるや、町村自治上、ただに消防組織に屋上屋を架するのみには止まらないことをおそれるのである。

かくて、仮りに水防團なるものを必要とすべしとしても、規定としては、水防團として既設の消防組織を活用することを原則とすべきであり、若しこの場合既設消防組織が不備不適なりとすれば、これを水防團活動に適するよう機能、訓練を指導徹底することが、むしろ先決である。又運営上も効果的であると考へられる。かくて我々は水防團の新設に重点をおかれる本法の制定の意義は乏しいとの結論に達せざるを得ないのである。

二、費用負担上の理由

更に町村の財政上の見地から本法案の内容を検討するに、一般に市町村は、その区域における水防の責任を負わしめらるることとなり、その費用を負担すべきものとされておられ、従つて若し市町村が水防事務の處理のために水防團を置くとすれば、それに要する経費の全部は、市

町村が負担しなくてはならない。尤も、一般の市町村にとつては、水防團の設置は任意とされているから、しばらく不問に附する。これに反して、市町村が、一たび前記指定水防團に指定されると、当該市町村の財政事情には拘りなく、水防團の設置を要されることとなる。而も、その費用は、指定者たる都道府縣と國とで全額これを負担するのではなく、その費用の一部を、政令の定めるところにより、國及び都道府縣が負担するに過ぎない。かりに、國、都道府縣及び市町村の負担割合が、政令によりそれ／＼三分の一づつと定められたとしても、極度の財政難に陥つてゐる市町村、ことに町村にとつては、もはや、そのような経費を負担する余地はない。而もこの際、國庫負担なるものが、かりに、今年度の公共事業費中に、若干の経費を計上されたとしても、それによつて賄ひ得るものは、水防小屋の建設乃至資材の購入のごとき所要経費の一端にすぎず、最大の費用項目たる人件費をはじめとする経費の大部分は、従来の例のごとく、結局地元町村の負担とならざるを得ない。

経済九原則の実施にともない、地方財源として予期された配付税は半減され、公共事業費として計上されるべき國庫負担の縮減により、六・三制の実施、自治体警察及び消防の維持存続さえ危機に瀕するとき、たとへ、その目的は可なりとするも、新に水防團に要する費用を町村に負はしめんとするときとは、町村に対してまさに不可能事を強うるものに他ならない。

かくのごとき財政上の見地からしても、現下の貧窮に喘ぐ町村に対して、水防團とは別個に更に水防團の設置を強いるごときことは、町村の窮狀を無視した無謀の舉といふの他はない。

仍つて、政府は、この場合はむしろ逆に、新法案の水防組織のために予定している前記少額の國庫負担金のごときは、これを指定水防團体たる市町村に交付し、これにより財源に悩みつつある既設の水防組織の財政的基礎を強固にする一方、前項に述べた方法により、この組織をして、水防團に代る水防機能を一元的に強化する措置を講じ、水防法の制定を中止することがこの際にはむしろ地方財政上は勿論、経済九原則の趣旨にも副う所以であると信ずるのである。

昭和二十四年四月五日提出。

○委員長(石坂重一君) これは本法と両立しない陳情でありますから、本法案の処理によつて決定して行くものと存じますから、さよう御承知をお願いしまして、更に今度本法に戻りまして御審議をお願いしたいと思います。

○島津忠彦君 第七條ですが、二行目のところに「建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならない。」とあるのですが、その理由をちよつと伺いたい。

○政府委員(瀧野好晴君) 只今の質問にお答えいたします。第七條に都道府縣知事の立てます水防計画につきまして建設大臣の外に國家消防廳長官の承認を受けさせるという規定がございますが、御承知のように水火災、震災等全般につきまして、消防組織法によ

りまして、國家機關として國家消防廳が設置されております。そうして實際の水防活動については市町村自治体がこれに當る、即ち自治体消防という建前で行われておるのであります。又自治体消防が如何に活動いたしますか、又國としての機關である國家消防廳が何をいたさねばならぬか、具體的な活動の根拠を示したものが消防法というものによつて相當詳細に規定されております。國家消防廳は只今申しました自治体活動である自治体の消防につきまして、詳細な点はちよつと長くなり

ますけれども、行政管理は直接はいたしませんけれども、消防組織法の規定によりまして、火災等の情報或いは報告を徴したり、いろいろ消防全体につきましての助言をいたします。それから特に消防活動に要しますいろいろな資材等の割當、輪旋等もいたします。又實際市町村等で活動いたします消防本部、又は消防團の定員、任免、給與、服務その他市町村條例で決めます、或いは市町村規則で決めまする形式、服制等につきまして、國家消防廳が準則を定めていろいろ實際上の運営をいたすという建前になっております。

消防組織法第一條によりまして、火災のみならず水災、震災等にも全面的に一應建前上國家消防廳が一つの國家機關としての任務を持つておりますので、今回でござます水防法に基きます實際の水防活動の大部分と想定されまますところの市町村消防機關である主として消防團、そういうものの基礎をいたします都道府縣知事の立てます水防計画につきまして、現在のところでは國家消防廳といたしまして、内容的に見まして、創設いまだ日浅い

のでありまして、水防につきまして、國家の研究乃至任務といたしますところは十分でございませぬけれども、實際の活動機關としての消防團その他の消防機關につきまして、先程申し上げましたような指導乃至助言、割當、情報その他諸般の指導任務を持つておりますから、これにつきまして、治水責任大臣でありますところの建設大臣の外に、國家消防廳長官の承認を併せて求めて、その内容を検討した上で完全な水防計画を立てたいという理由でございます。

○島津忠彦君 どうも御説明よく私了承できないのですが、この水防計画は建設大臣だけが承認しただけでいいのじやないかと思ふのですが、これは消防のことなら消防廳長官の承認を求めなければならないかも知れないけれども、水防ですから、單に建設大臣だけに承認を求めたら、これでいいのじやないかと思ふのですけれども、御意見如何でしょうか。

○政府委員(瀧野好晴君) その議論もあろうかと思ひますけれども、今申しましたように、お手許にお配りしてあるかと思ひますけれども、消防關係法令におきまして、体系上この消防組織法は、少くとも全体として一應火災といふものだけでなく、水災或いは地震その他の災害を全部包含しての消防活動の組織を織り込んでおる法律でございまして、ただその行爲法と申しま

りましたる通り、水防に関する詳細な規定が欠けておるというので水防法ができるわけでありまます。その消防活動の實體を見ますと、市町村消防機關、特に消防團といふふうなものが實際の活動の中心になるのでござい

ますので、その消防團なるものは又水災のみならず火災その他震災等の場合においても、國家消防廳で示しますところの諸般の指導内容、殊に先程からたび／＼申上げますように消防團の團員の定員、任免、給與、服務或いは訓練、形式、服制といふものも國家消防廳におきましてこれが準則を立て、市町村の指導をいたしまする外に組織法第二十四條におきまして非常事態におきまして、市町村だけの消防機關に任せないで、國家消防廳、それから地方警察、都道府縣知事、市町村等におきまして水災等の場合の非常事態に備えまして、予め協定して置くといふふうにいたしまして、自治体消防を原則といたしておりますけれども、或る程度國家乃至都道府縣におきまして、かような規制を行ひまして、消防活動即ち水防を含めました意味の消防活動につきまして一つの規制を與えておるような次第でございまして、その活動体を如何に編成いたしまして、水防の場合に備えるかということ

は直ちに以て消防全体の活動にも影響するところとございまして、その外の水防組織法におきましてもこの水害を含めた意味の消防に關しまして、市町村に對しまして、國家消防廳は一つの任務を持つておりまして、助言を與えたり、消防團等が要します資材等も現在におきましては、いろいろ消防團用のいろいろな資材等の割當等もいた

るべきものであります。市町村消防活動の大部分と想定されまますところの市町村消防機關である主として消防團、そういうものの基礎をいたします都道府縣知事の立てます水防計画につきまして、現在のところでは國家消防廳といたしまして、内容的に見まして、創設いまだ日浅いのでありまして、水防につきまして、國家の研究乃至任務といたしますところは十分でございませぬけれども、實際の活動機關としての消防團その他の消防機關につきまして、先程申し上げましたような指導乃至助言、割當、情報その他諸般の指導任務を持つておりますから、これにつきまして、治水責任大臣でありますところの建設大臣の外に、國家消防廳長官の承認を併せて求めて、その内容を検討した上で完全な水防計画を立てたいという理由でございます。

○島津忠彦君 どうも御説明よく私了承できないのですが、この水防計画は建設大臣だけが承認しただけでいいのじやないかと思ふのですが、これは消防のことなら消防廳長官の承認を求めなければならないかも知れないけれども、水防ですから、單に建設大臣だけに承認を求めたら、これでいいのじやないかと思ふのですけれども、御意見如何でしょうか。

しておることもございするし、如何に水上消防団というふうなものが動いて行くかというところは当然関心を持たざるを得ない関係もありまして、入れて頂くことに……

○島津忠彦君 只今御意見伺つたのでありますが、この点につきましては事務の簡素化という点から考えまして、建設大臣と國家消防廳長官両方に承認を受けなければならぬというところは、どうも私了承し難いので、ただ單に承認は建設大臣から受けて、そうして國家消防廳長官にその承認を受けたことを報告するということが合理的でないかと思うのですが、その点について政府の御意見を伺いたいのです。

○政府委員(瀧野好雄君) そういう御意見も一つの御意見であらうと思ひますけれども、先程から申しますように、主として消防団を考えますが、それ以外に消防本部というような常設機関を設けておる市町村もございします。が、實際活動を要します消防団等の活動につきまして、何といひますか國家的なお世話と申しますか、それがどういふふうには水上消防団上現れておるかというところは又別の観点から消防団としても考えなければならぬ。お説のように行政簡素化ということには必要でございしますけれども、實際上現在の複雑な市町村自治体等の活動方面につきまして、國家機關が常に眞直に一本でいろいろ指導或いは諸般の企画の上でタッチするといふわけではありませんで、簡素化は勿論必要でございしますけれども、又こゝろ基本的な計画等につきまして、關係を持つております國家機關が、直ぐ一つの計画につきま

して、参画するということはしばしばあると思ひますし、又それだけの理由があると思ひます。ただ、いつも頻繁にあるものでございせんし、やはり都道府縣知事が市町村のやりまするこの實際の水上消防団につきまして、十分行き渡つた内容のものを作らせることが必要と思ひますので、やはり慎重と申しますか、その建前からいたしまして、直ぐこの國家機關が参画するといふことは、それ程の重大な事務の複雑化にならんと了解しておるのであります。

○原口忠次郎君 政府の御説明を聞いておりますと、この水防法の主務官廳といふのは建設省ですが、それで主務官廳の建設大臣が許可すればいいことであつて、それに事務が関連するので各省大臣の承認を得なければならぬ、そういうことは従前に事務を複雑にし、それで御説明の趣旨はよく分るのでありますが、関係のあるところの大臣が全部許可をするということもどうかと思ひますので、私はやはり國家消防廳長官等の承認は要らないことじやないか、そういうふうには思ひますが、それで今政府の御説明はよく分るのでありますが、結局島津委員の言われておるようになり、政府の方々にどういふ御不便があるかといふことをお尋ねして置きます。

○政府委員(瀧野好雄君) 先ず火災時の場合の活動に関連して、水害と火災が同時に起るとは考えませんけれども、関連性を持つて活動体がそういう数個の任務を持つておりますので、この消防団の行き方についてそれではどういふふうには運用されるか、火災だか

に動くものならよいのですが、水害にも動く、そういう活動機關をいろいろだけだけの数のもので編成されるかといふことも知らなければ困るし、先程も繰返しますように、消防団のいろいろな服務或いは定員、任免、或いは服制等いろいろ消防団の活動について、内容的に國家消防廳が準則を決めていろいろ指導するといふように、水防の面において一体だけだけのものを要し、活動せしめるかといふような基礎となり、水上消防計画を、全然意見なしにただ報告を受けるというふうなことで、果して平素の指導ができるかどうか、或いは資材なら資材……主として消防団員の制服であるとか、或いはその他の消防団の用いまするいろいろな資材等、現在安定本部等の判当を求めて實際に國家消防廳におきまして、市町村の消防機關に配当してありますような関係もあつた、その他細かいことを申上げればあるのですが、建前がそのようにならば組織上成つておりますので、それを全然意見なしに報告を受けるということだけでは、國家消防廳、廣い意味の消防活動につきまして困るじやないか、さういふに考えるのであります。

○北條秀一君 只今のに関連しまして、極めて簡単に一点話して頂きたい。余り長く説明されておると、迷惑で判断できませんから、簡単に一つ……

今の問題は國家消防廳長官の承認を得るといふことは、御説明において分らないような気がするのですが、これは國家消防廳長官の承認を得るには、私の理解では、いざというときに消防団の援助を得なければならぬといふ問題が起るのだと、そう私は思ふのですが、そうすると、この法案の中にあるように建設の協力を求めなければならぬ場合があるから、むしろこれは建設大臣と國家公安委員會の承認を求める、その方が合理的だと私は思ひます。これについて政府のお考えを承ります。

○政府委員(目黒清雄君) 特に國家消防廳となつておりますのは、現在におきましては町村單位の消防活動をするのは大體水防團であります。これを主體にして行かなければならぬと思ひますが、先程町村会長の方の反対もありましたが、現在この外に水防團を併立して作るようになりまして、なか／＼町村の費用負担が多くなりますので、できるだけ消防團を活用して行きたい。そして止むを得ない場合、或いは数ヶ町村に跨るものは水害予防組合のようなものの發達をしておるものを水防團といふようなことにして行く、そうすると先ず主體は消防團になる。そうすると消防團に關係のある國家消防廳の方との密接なる連絡がなければ活動が円滑でないといふことになるわけですが、それが今のような承認という形になつて現れて参りましたが、さういふ考え方で進んでおります。

○北條秀一君 この問題につきましては、島津、原田両委員から御質問があると思ひますが、時間の都合がありまして、私は全体的な問題について、三点を先ず御質問をしたいと思ひます。

一点は都道府縣に設置する水防協議會といふものが、縣の議會と全く無關係に置かれておる理由は私は分らないのですが、それは何故かといふ水防協

議會といふものを縣議會と遊離させたか、遊離させるべき積極的な理由があれば承りたい。

第二点は水防の信号であります。先程委員長が、自分の経験から水防の信号について言われておりましたが、この規定によつて、信号を定めるということになつておりました、各縣まちまちに水防信号を定める、これでは恐らくいざといつたときに、川の向う側では、人心を攪することが甚だしい。さういふものこそ全國的に一定すべきである。これを何故一定しなかつたか。

第三点は、今の水防信号と遊に第二十七條によりまして「都道府縣は、條例で、指定管理團體の水防團員の定員の基準を定めることができる。」補助も出さない、さうして管理團體を作れ、水害予防組合を作れ、さういふことを言つて、而も先程説明を聞きますと、自然発生的なものであるといふ際に、定員を決めることができるというののは、どこを押せばさういふことが言えるのか、定員は各自自治團體に任せて置けばいいと思ひますが、この点についてどういふわけですか、さういふことになつたかお聞きしたいのであります。

○説明員(伊藤大三君) 今の都道府縣會と水防協議會との関連の問題ですが、第八條によりまして、一應委員が何名といふことは、これに書き上げておられますが、都道府縣協議會において必要な事項については、省令でこれを定めることにいたしておりますので、省令を都道府縣會において審議して頂くことで関連がついて來ると存するわけでありまして。

それからこの信号の問題でございますが、信号は第十三條で行きますと「都道府縣知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。」そういうことになつておりますから、全國一律でないから、こういう問題が出て来るかと存じます。先ずその点につきましては、條文ではつきりいたしておりましたが、これは私の方といたしまして、この法案が通りますれば、よくこの点について統一ある方法で指導して参りたいと思ひます。ただ一府縣内に關する限りにおきましては、この條文によりまして、信号が統一できると、こゝ存じておるわけでありまして、信号の内容につきましては、消火の關係の信号との関連もありまして、これは十分に研究いたして参りたいと存じておるわけでありまして、

○久松定武君 私お伺ひしたいのは、二十九條の水位観測施設、量水標とか、驗潮儀等についての管理に關する規定がありますけれども、實際のところ見たときに、これらが管理されておるかどうかという点については非常に疑問に思ふのですが、これを管理されるのは、地方團體關係の團體によるものでございましょうけれども、その監督は十分政府としてやつておられるかどうか。例を挙げますと、先年の南海地震においても驗潮儀のごとき、完全なものがない、殆んど狂いを生じている、戦時中は監督も行われていなかった。その結果は地盤がどのくらい落ちたかということも分らない。そのまま放棄されておるといふような現状であります。今以て完全なものがないうちうな点から考えますときに、量水標とか、驗潮儀とか、水位観測の施設というものに対して、十分の管理が今までは行われておらないように思ふのでありまして、これは政府当局としてどういふ考えを持っておりますか。

○政府委員(目黒清雄君) 量水標、その他のこういう重要なものの管理であります。大体において現在やつておりますのは、國が管理するものと、府縣が管理するものと、その重要さによつて分れております。更にこの水防法によります河床の浸潤、更に補足的な管理をやりたいというのが、水防法に現れておるのであります。どうしても重要であるポイントのこういう標識の管理は、國又は府縣知事がどこまでもやる責任を持ちたいと考へておるのであります。

○石坂重一君 それでは暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(石坂重一君) 只今より再会いたします。速記を止めて……

午後二時二十九分速記中止

午後二時五十九分速記開始

○委員長(石坂重一君) 速記を始め……

……本日はいかにて散会いたします。

午後三時散会

出席者は左の通り。

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 石坂 豊一君 |
| 理事 | 原口忠次郎君 |
| | 仲子 隆君 |
| | 島津 忠彦君 |

委員

- | | |
|--------|--------|
| 建設政務次官 | 島田 千壽君 |
| 建設技官 | 堀 末治君 |
| (河川局長) | 水久保基作君 |
| 國家消防廳 | 安部 定君 |
| 管理局長 | 久松 定武君 |
| 常任委員會 | 北條 秀一君 |
| 專門員 | 赤木 正雄君 |
| 説明員 | 目黒 清雄君 |
| 建設事務官 | 瀧野 好晴君 |
| (河川局長) | 菊地 璋三君 |
| | 伊藤 大三君 |